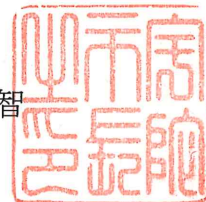


宇陀市公告第152号

宇陀ブランド推進包括業務の委託契約について、公募型プロポーザル方式による提案募集を行うので、次のとおり公告します。

令和5年11月2日

宇陀市長 金剛 一 智



1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

宇陀ブランド推進包括業務

(2) 選定方法

宇陀ブランド推進包括業務委託プロポーザル実施要領による。

(3) 業務の内容等

宇陀ブランド推進包括業務委託仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(5) 提案上限割合

下記の業務別提案割合を上限とする。

ふるさと納税事務業務相当割合

当該年度のふるさと納税額の4%を上限とする。

地域商社機能運營業務相当割合

当該年度の前々年度のふるさと納税額の13%を上限とする。

この業務別提案割合から算出した委託金額には、委託業務の履行に要する全ての経費を含む。

2 プロポーザルへの参加資格要件

本プロポーザルの参加は、次の要件を全て満たす事業者とする。

(1) 本市内に本委託業務履行の拠点となる本社又は事業所を有している又は履行期間中に本社又は事業所を有するものであること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(4) ふるさと納税事務業務及び地域商社機能運營業務、又はこれに類する業務の受託実績を有すること。

(5) 本事業にかかる公募の日から契約締結の日までの間に、本市から指名停止を受けていないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人

の場合は、役員等が暴力団でないこと。また暴力団員が経営に事実上参加していないこと。

- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているものでないこと。
- (8) 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをしているものでないこと。
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしているものでないこと。
- (10) 国税及び地方税を滞納しているものでないこと。
- (11) 本業務を一括再委託しないものであること。
- (12) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

3 参加申込方法及び提出書類等の必要事項

参加申込方法及び提出書類等の必要事項の詳細は、宇陀ブランド推進包括業務委託プロポーザル実施要領及び宇陀ブランド推進包括業務委託仕様書による。

※宇陀市ホームページに掲載

4 問い合わせ先

奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

宇陀市役所 農林商工部 商工産業課

電話 0745-82-5874

FAX 0745-82-8211

メール s-sangyou@city.uda.lg.jp